

(円)

番号	年齢 (基準日 H16.4.1 現在)	性別	負担金 納付総額	H17.3 までの 受給期間 (月)	H17.3までの 受給額	平均余命から 推定した 死亡年齢 (H14簡易生 命表を参照)	H17.4以後の 受給見込年数 (年)	H17.4以後の 受給見込 期間	月額 一口30,000 付加50,000	H17.4以後の 受給総額 見込額  月額30,000 付加50,000
73	81	女	0	251	7,530,000	91	9	H17.4~H26.3	30,000	3,240,000
74	56	女	181,500	246	7,380,000	87	30	H17.4~H47.3	30,000	10,800,000
75	65	女	210,000	246	7,380,000	88	22	H17.4~H39.3	30,000	7,920,000
76	45	女	310,500	245	7,350,000	86	40	H17.4~H57.3	30,000	14,400,000
77	67	男	180,000	245	7,350,000	83	15	H17.4~H32.3	30,000	5,400,000
78	63	女	181,500	247	7,410,000	88	24	H17.4~H41.3	30,000	8,640,000
79	60	女	180,000	245	7,350,000	87	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000
80	51	女	309,000	243	7,290,000	87	35	H17.4~H52.3	30,000	12,600,000
81	55	女	315,000	242	7,260,000	87	31	H17.4~H48.3	30,000	11,160,000
82	32	男	93,000	238	7,140,000	79	46	H17.4~H63.3	30,000	16,560,000
83	54	女	137,400	236	7,080,000	87	32	H17.4~H49.3	30,000	11,520,000
84	54	女	181,500	234	7,020,000	87	32	H17.4~H49.3	30,000	11,520,000
85	54	男	181,500	234	7,020,000	81	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000
86	60	男	177,150	233	6,990,000	82	21	H17.4~H38.3	30,000	7,560,000
87	57	女	199,500	231	6,930,000	87	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
88	56	男	181,500	229	6,870,000	81	24	H17.4~H41.3	30,000	8,640,000
89	61	男	171,000	229	6,870,000	82	20	H17.4~H37.3	30,000	7,200,000
90	70	男	180,000	228	6,840,000	84	13	H17.4~H30.3	30,000	4,680,000
91	71	女	180,000	227	6,810,000	89	17	H17.4~H34.3	30,000	6,120,000
92	58	男	181,500	224	6,720,000	82	23	H17.4~H40.3	30,000	8,280,000
93	45	男	620,600	222	11,100,000	80	34	H17.4~H51.3	50,000	20,400,000
94	72	男	171,000	223	6,690,000	85	12	H17.4~H29.3	30,000	4,320,000
95	41	女	607,100	220	11,000,000	86	44	H17.4~H61.3	50,000	26,400,000
96	37	女	147,300	220	6,600,000	86	48	H17.4~H65.3	30,000	17,280,000
97	52	男	264,000	216	6,480,000	81	28	H17.4~H45.3	30,000	10,080,000
98	57	男	181,500	216	6,480,000	81	23	H17.4~H40.3	30,000	8,280,000
99	54	男	382,500	214	6,420,000	81	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000
100	56	男	181,500	212	6,360,000	81	24	H17.4~H41.3	30,000	8,640,000
101	54	男	844,100	210	10,500,000	81	26	H17.4~H43.3	50,000	15,600,000
102	56	女	180,000	210	6,300,000	87	30	H17.4~H47.3	30,000	10,800,000
103	60	男	237,000	219	6,570,000	82	21	H17.4~H38.3	30,000	7,560,000
104	61	男	273,600	207	6,210,000	82	20	H17.4~H37.3	30,000	7,200,000
105	47	男	427,300	200	6,000,000	80	32	H17.4~H49.3	30,000	11,520,000
106	58	男	376,500	199	5,970,000	82	23	H17.4~H40.3	30,000	8,280,000
107	48	女	430,500	199	5,970,000	86	37	H17.4~H54.3	30,000	13,320,000
108	41	女	364,900	197	5,910,000	86	44	H17.4~H61.3	30,000	15,840,000
109	73	女	181,500	195	5,850,000	89	15	H17.4~H32.3	30,000	5,400,000
110	58	男	180,000	193	5,790,000	82	23	H17.4~H40.3	30,000	8,280,000
111	55	男	208,500	193	5,790,000	81	25	H17.4~H42.3	30,000	9,000,000
112	49	男	181,500	190	5,700,000	80	30	H17.4~H47.3	30,000	10,800,000
113	37	男	337,000	191	9,550,000	79	41	H17.4~H58.3	50,000	24,600,000
114	55	女	673,200	190	5,700,000	87	31	H17.4~H48.3	30,000	11,160,000
115	53	男	181,500	189	5,670,000	81	27	H17.4~H44.3	30,000	9,720,000
116	55	男	181,500	196	5,880,000	81	25	H17.4~H42.3	30,000	9,000,000
117	59	男	181,500	188	5,640,000	82	22	H17.4~H39.3	30,000	7,920,000
118	41	女	295,300	185	5,550,000	86	44	H17.4~H61.3	30,000	15,840,000
119	40	男	328,300	185	5,550,000	80	39	H17.4~H56.3	30,000	14,040,000
120	59	男	314,600	186	5,580,000	82	22	H17.4~H39.3	30,000	7,920,000
121	57	女	208,500	183	5,490,000	87	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
122	47	男	484,900	182	5,460,000	80	32	H17.4~H49.3	30,000	11,520,000
123	51	女	484,900	182	5,460,000	87	35	H17.4~H52.3	30,000	12,600,000
124	56	男	181,500	179	5,370,000	81	24	H17.4~H41.3	30,000	8,640,000
125	62	女	673,200	178	5,340,000	88	25	H17.4~H42.3	30,000	9,000,000
126	56	男	163,500	175	5,250,000	81	24	H17.4~H41.3	30,000	8,640,000
127	60	男	180,000	175	5,250,000	82	21	H17.4~H38.3	30,000	7,560,000
128	52	女	283,500	170	5,100,000	87	34	H17.4~H51.3	30,000	12,240,000
129	50	男	237,000	168	5,040,000	80	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
130	54	女	457,700	168	5,040,000	87	32	H17.4~H49.3	30,000	11,520,000
131	47	女	237,000	179	5,370,000	86	38	H17.4~H55.3	30,000	13,680,000
132	60	女	209,100	163	4,890,000	87	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000
133	50	女	255,000	164	4,920,000	87	36	H17.4~H53.3	30,000	12,960,000
134	47	女	235,050	164	4,920,000	86	38	H17.4~H55.3	30,000	13,680,000
135	51	男	228,000	157	4,710,000	81	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
136	46	男	564,900	157	4,710,000	80	33	H17.4~H50.3	30,000	11,880,000
137	37	女	185,600	154	4,620,000	86	48	H17.4~H65.3	30,000	17,280,000
138	51	女	181,500	154	4,620,000	87	35	H17.4~H52.3	30,000	12,600,000
139	65	男	68,850	155	4,650,000	83	17	H17.4~H34.3	30,000	6,120,000
140	21	女	519,400	153	4,590,000	86	64	H17.4~H81.3	30,000	23,040,000
141	55	男	181,500	153	4,590,000	81	25	H17.4~H42.3	30,000	9,000,000
142	46	男	550,100	156	4,680,000	80	33	H17.4~H50.3	30,000	11,880,000
143	39	男	319,600	151	4,530,000	80	40	H17.4~H57.3	30,000	14,400,000
144	54	男	180,000	148	4,440,000	81	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000

(円)

番号	年齢 (基準日 H16.4.1 現在)	性別	負担金 納付総額	H17.3 までの 受給期間 (月)	H17.3までの 受給額	平均余命から 推定した 死亡年齢 (H14簡易生 命表を参照)	H17.4以後の 受給見込年数 (年)	H17.4以後の 受給見込 期間	月額 一口30,000 付加50,000	H17.4以後の 受給総額 見込額  月額30,000 付加50,000
145	70	女	180,000	146	4,380,000	89	18	H17.4~H35.3	30,000	6,480,000
146	55	女	289,500	143	4,290,000	87	31	H17.4~H48.3	30,000	11,160,000
147	54	女	255,000	142	4,260,000	87	32	H17.4~H49.3	30,000	11,520,000
148	56	男	235,500	141	4,230,000	81	24	H17.4~H41.3	30,000	8,640,000
149	56	女	309,000	138	4,140,000	87	30	H17.4~H47.3	30,000	10,800,000
150	59	男	180,000	136	4,080,000	82	22	H17.4~H39.3	30,000	7,920,000
151	71	男	255,000	136	4,080,000	85	13	H17.4~H30.3	30,000	4,680,000
152	53	女	181,500	133	3,990,000	87	33	H17.4~H50.3	30,000	11,880,000
153	42	女	578,100	134	4,020,000	86	43	H17.4~H60.3	30,000	15,480,000
154	42	男	638,500	134	4,020,000	80	37	H17.4~H54.3	30,000	13,320,000
155	47	女	360,100	164	4,920,000	86	38	H17.4~H55.3	30,000	13,680,000
156	63	女	180,000	132	3,960,000	88	24	H17.4~H41.3	30,000	8,640,000
157	42	女	1,220,700	132	6,600,000	86	43	H17.4~H60.3	50,000	25,800,000
158	77	女	181,500	132	3,960,000	90	12	H17.4~H29.3	30,000	4,320,000
159	51	男	324,000	133	3,990,000	81	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
160	57	女	201,000	146	4,380,000	87	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
161	50	男	181,500	129	3,870,000	80	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
162	39	女	598,600	128	6,400,000	86	46	H17.4~H63.3	50,000	27,600,000
163	54	男	192,000	127	3,810,000	81	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000
164	56	男	183,000	127	3,810,000	81	24	H17.4~H41.3	30,000	8,640,000
165	46	男	399,160	126	3,780,000	80	33	H17.4~H50.3	30,000	11,880,000
166	45	女	580,900	127	3,810,000	86	40	H17.4~H57.3	30,000	14,400,000
167	56	男	334,500	124	3,720,000	81	24	H17.4~H41.3	30,000	8,640,000
168	57	男	180,000	123	3,690,000	81	23	H17.4~H40.3	30,000	8,280,000
169	62	女	183,000	119	3,570,000	88	25	H17.4~H42.3	30,000	9,000,000
170	60	女	181,500	117	3,510,000	87	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000
171	58	女	181,500	119	3,570,000	87	28	H17.4~H45.3	30,000	10,080,000
172	65	男	180,000	115	3,450,000	83	17	H17.4~H34.3	30,000	6,120,000
173	27	男	394,600	116	3,480,000	79	51	H17.4~H68.3	30,000	18,360,000
174	57	女	181,500	133	3,990,000	87	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
175	50	女	255,000	122	3,660,000	87	36	H17.4~H53.3	30,000	12,960,000
176	48	男	181,500	113	3,390,000	80	31	H17.4~H48.3	30,000	11,160,000
177	59	男	280,500	114	3,420,000	82	22	H17.4~H39.3	30,000	7,920,000
178	51	男	228,000	112	3,360,000	81	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
179	55	男	181,500	111	3,330,000	81	25	H17.4~H42.3	30,000	9,000,000
180	74	女	180,000	110	3,300,000	89	14	H17.4~H31.3	30,000	5,040,000
181	48	女	300,000	109	3,270,000	86	37	H17.4~H54.3	30,000	13,320,000
182	50	男	444,500	116	3,480,000	80	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
183	55	男	181,500	107	3,210,000	81	25	H17.4~H42.3	30,000	9,000,000
184	40	男	731,300	105	3,150,000	80	39	H17.4~H56.3	30,000	14,040,000
185	42	男	360,800	120	3,600,000	80	37	H17.4~H54.3	30,000	13,320,000
186	75	男	181,500	141	4,230,000	86	10	H17.4~H27.3	30,000	3,600,000
187	33	男	484,700	102	3,060,000	79	45	H17.4~H62.3	30,000	16,200,000
188	54	女	217,500	102	3,060,000	87	32	H17.4~H49.3	30,000	11,520,000
189	53	男	601,300	99	2,970,000	81	27	H17.4~H44.3	30,000	9,720,000
190	56	女	180,000	96	2,880,000	87	30	H17.4~H47.3	30,000	10,800,000
191	45	男	580,900	96	2,880,000	80	34	H17.4~H51.3	30,000	12,240,000
192	54	男	192,000	93	2,790,000	81	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000
193	29	女	446,200	92	2,760,000	86	56	H17.4~H73.3	30,000	20,160,000
194	18	男	142,800	92	2,760,000	79	60	H17.4~H77.3	30,000	21,600,000
195	41	男	2,128,300	92	4,600,000	80	38	H17.4~H55.3	50,000	22,800,000
196	67	女	122,250	90	2,700,000	88	20	H17.4~H37.3	30,000	7,200,000
197	55	女	228,000	103	3,090,000	87	31	H17.4~H48.3	30,000	11,160,000
198	42	男	662,500	89	2,670,000	80	37	H17.4~H54.3	30,000	13,320,000
199	59	男	181,500	89	2,670,000	82	22	H17.4~H39.3	30,000	7,920,000
200	51	男	259,500	89	2,670,000	81	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
201	57	女	181,500	87	2,610,000	87	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
202	57	女	334,500	86	2,580,000	87	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
203	65	女	181,500	87	2,610,000	88	22	H17.4~H39.3	30,000	7,920,000
204	45	男	696,100	84	2,520,000	80	34	H17.4~H51.3	30,000	12,240,000
205	49	女	580,900	78	2,340,000	87	37	H17.4~H54.3	30,000	13,320,000
206	50	男	621,700	77	2,310,000	80	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
207	54	男	241,500	82	2,460,000	81	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000
208	54	女	274,500	75	2,250,000	87	32	H17.4~H49.3	30,000	11,520,000
209	60	男	180,000	80	2,400,000	82	21	H17.4~H38.3	30,000	7,560,000
210	51	女	592,800	75	2,250,000	87	35	H17.4~H52.3	30,000	12,600,000
211	55	男	2,475,200	74	3,700,000	81	25	H17.4~H42.3	50,000	15,000,000
212	53	男	148,500	71	2,130,000	81	27	H17.4~H44.3	30,000	9,720,000
213	51	女	316,500	70	2,100,000	87	35	H17.4~H52.3	30,000	12,600,000
214	56	女	1,067,600	69	2,070,000	87	30	H17.4~H47.3	30,000	10,800,000
215	40	女	650,000	69	2,070,000	86	45	H17.4~H62.3	30,000	16,200,000
216	53	女	208,500	66	1,980,000	87	33	H17.4~H50.3	30,000	11,880,000

(円)

番号	年齢 (基準日 H16.4.1 現在)	性別	負担金 納付総額	H17.3 までの 受給期間 (月)	H17.3までの 受給額	平均余命か ら推定した 死亡年齢 (H14簡易生 命表を参照)	H17.4以後の 受給見込年数 (年)	H17.4以後の 受給見込 期間	月額 一口30,000 付加50,000	H17.4以後の 受給総額 見込額  月額30,000 付加50,000
217	45	女	621,700	63	1,890,000	86	40	H17.4~H57.3	30,000	14,400,000
218	51	男	228,000	62	1,860,000	81	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
219	77	男	246,000	61	1,830,000	87	9	H17.4~H26.3	30,000	3,240,000
220	43	女	642,100	60	1,800,000	86	42	H17.4~H59.3	30,000	15,120,000
221	69	男	83,850	118	3,540,000	84	14	H17.4~H31.3	30,000	5,040,000
222	61	女	83,850	75	2,250,000	88	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000
223	49	男	580,900	56	1,680,000	80	30	H17.4~H47.3	30,000	10,800,000
224	52	男	1,632,000	80	2,400,000	81	28	H17.4~H45.3	30,000	10,080,000
225	51	女	619,300	54	1,620,000	87	35	H17.4~H52.3	30,000	12,600,000
226	49	男	696,100	54	1,620,000	80	30	H17.4~H47.3	30,000	10,800,000
227	47	女	894,500	54	1,620,000	86	38	H17.4~H55.3	30,000	13,680,000
228	51	男	276,000	52	1,560,000	81	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
229	70	男	592,800	51	1,530,000	84	13	H17.4~H30.3	30,000	4,680,000
230	51	男	219,000	50	1,500,000	81	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
231	30	男	471,800	51	1,530,000	79	48	H17.4~H65.3	30,000	17,280,000
232	60	女	217,500	51	1,530,000	87	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000
233	53	女	299,100	49	1,470,000	87	33	H17.4~H50.3	30,000	11,880,000
234	25	男	411,400	48	1,440,000	79	53	H17.4~H70.3	30,000	19,080,000
235	46	女	696,100	47	1,410,000	86	39	H17.4~H56.3	30,000	14,040,000
236	49	男	642,100	47	1,410,000	80	30	H17.4~H47.3	30,000	10,800,000
237	43	女	662,500	47	1,410,000	86	42	H17.4~H59.3	30,000	15,120,000
238	45	男	732,980	45	1,350,000	80	34	H17.4~H51.3	30,000	12,240,000
239	37	男	1,560,900	43	2,150,000	79	41	H17.4~H58.3	50,000	24,600,000
240	61	女	181,500	67	2,010,000	88	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000
241	53	女	939,300	40	1,200,000	87	33	H17.4~H50.3	30,000	11,880,000
242	46	男	1,278,400	40	1,200,000	80	33	H17.4~H50.3	30,000	11,880,000
243	48	男	619,300	40	1,200,000	80	31	H17.4~H48.3	30,000	11,160,000
244	50	男	310,500	38	1,140,000	80	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
245	42	男	219,000	40	1,200,000	80	37	H17.4~H54.3	30,000	13,320,000
246	68	女	619,500	42	1,260,000	88	19	H17.4~H36.3	30,000	6,840,000
247	36	男	758,400	37	1,110,000	79	42	H17.4~H59.3	30,000	15,120,000
248	51	男	580,900	37	1,110,000	81	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
249	54	女	1,353,200	37	1,110,000	87	32	H17.4~H49.3	30,000	11,520,000
250	40	女	901,300	35	1,050,000	86	45	H17.4~H62.3	30,000	16,200,000
251	34	男	853,700	33	990,000	79	44	H17.4~H61.3	30,000	15,840,000
252	44	男	743,800	35	1,050,000	80	35	H17.4~H52.3	30,000	12,600,000
253	62	女	181,500	29	870,000	88	25	H17.4~H42.3	30,000	9,000,000
254	57	男	181,500	29	870,000	81	23	H17.4~H40.3	30,000	8,280,000
255	41	男	660,100	28	840,000	80	38	H17.4~H55.3	30,000	13,680,000
256	46	女	744,100	27	810,000	86	39	H17.4~H56.3	30,000	14,040,000
257	56	男	299,400	27	810,000	81	24	H17.4~H41.3	30,000	8,640,000
258	46	男	977,700	28	840,000	80	33	H17.4~H50.3	30,000	11,880,000
259	43	男	912,100	26	780,000	80	36	H17.4~H53.3	30,000	12,960,000
260	61	女	316,500	25	750,000	88	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000
261	45	男	580,900	23	690,000	80	34	H17.4~H51.3	30,000	12,240,000
262	52	女	318,000	41	1,230,000	87	34	H17.4~H51.3	30,000	12,240,000
263	46	男	657,700	23	690,000	80	33	H17.4~H50.3	30,000	11,880,000
264	57	男	601,300	22	660,000	81	23	H17.4~H40.3	30,000	8,280,000
265	49	男	975,700	23	690,000	80	30	H17.4~H47.3	30,000	10,800,000
266	52	女	998,100	16	480,000	87	34	H17.4~H51.3	30,000	12,240,000
267	54	男	971,700	13	390,000	81	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000
268	45	女	984,000	13	390,000	86	40	H17.4~H57.3	30,000	14,400,000
269	56	男	580,900	50	1,500,000	81	24	H17.4~H41.3	30,000	8,640,000
270	45	男	619,300	13	390,000	80	34	H17.4~H51.3	30,000	12,240,000
271	39	男	394,800	9	270,000	80	40	H17.4~H57.3	30,000	14,400,000
272	52	女	340,450	8	240,000	87	34	H17.4~H51.3	30,000	12,240,000
273	55	男	580,900	8	240,000	81	25	H17.4~H42.3	30,000	9,000,000
274	49	女	2,544,000	7	210,000	87	37	H17.4~H54.3	50,000	22,200,000
275	54	女	181,500	7	210,000	87	32	H17.4~H49.3	30,000	11,520,000
276	40	女	807,700	8	240,000	86	45	H17.4~H62.3	30,000	16,200,000
277	50	男	580,900	6	180,000	80	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
278	56	男	1,044,900	7	210,000	81	24	H17.4~H41.3	30,000	8,640,000
合 計			98,978,540		1,448,080,000					3,104,640,000

その中の、実例を検討する。

ア ケース 1 (番号 1)

この事例は、制度発足当初の昭和42年から加入していた加入者のケースである。その加入者は、加入者負担金の納付総額がわずか1万2,000円であるが、当該障害者（以下、「A」という。）は、平成17年3月までの444か月間に合計1,255万円の年金を受給している。そして、Aは平成17年4月1日現在46歳の女性であり、0歳時の平均余命を86歳とすると、平成17年4月以後、合計で1,440万円の年金を受給する見込みである。

イ ケース 2 (番号95)

この事例は、受給総額が最も多いケースである。その加入者は、加入者負担金の納付総額が60万7,100円であるが、当該心身障害者（以下、「B」という。）は、平成17年3月までの220か月間に合計1,100万円の年金を受給している。そして、Bは平成17年4月1日現在42歳の女性であり、平均余命を86歳とすると平成17年4月以後、合計で2,640万円の年金を受給する見込みである。

ウ ケース 3 (番号229)

この事例は、現在受給中の者の中で受給総額が最も少ないケースである。その加入者は、加入者負担金の納付総額が59万2,800円であるが、当該心身障害者は（以下、「C」という。）は、平成17年3月までの51か月間に153万円を受給している。そして、Cは平成17年4月1日現在71歳の男性であり、0歳時の平均余命を84歳とすると、平成17年4月以後、合計で約468万円の年金を受給する見込みであり、現在最も受給額の少ない受給者であっても納付額を大きく上回った年金額を受給することになる。

エ ケース 4 (番号58)

この事例は、加入者負担金が0円のケースであるが、当該心身障害者（以下、「D」という。）は、平成17年3月までの270か月の間に合計810万円を受給している。そして、Dは平成17年4月1日現在53歳の女性であ

り、0歳時の平均余命を87歳とすると、平成17年4月以降、合計1,224万円の年金を受給する見込みである。

図表78によると、平成16年10月31日現在、本制度の年金受給者について、加入者負担金の合計額は、9,897万8,540円となっている。一方、平成17年3月までの年金受給額は14億4,808万円、平成17年4月以降の年金受給見込額はそれぞれ31億464万円となっており、これらは、加入者負担金の合計額の14.6倍、31.4倍となっている。

そして、年金受給額及び年金受給見込額の合計45億5,272万円は、加入者負担金の合計額の46.0倍にもなっている。

#### (7) 納付金の免除

生活の困難な者で毎月納付金の全部又は一部を納入することができない事情のあるものがあるときは、次のとおり納付金を免除することができる（条例第8条第1項及び第2項）。

ア 生活保護法による被保護者又はその世帯に属する者

10分の10に相当する額

イ 市民税の非課税者

10分の7に相当する額

ウ 市民税の均等割のみの課税者

10分の3に相当する額

負担金の免除額等は、図表79のとおりである。

図表79 【加入者負担金免除額等】

番号	加入者 年 齢 (基準日 16.3.31)	性別	平均余命から 推定した 死亡年齢	負担金 納付総額	免除額	障害者 年 齢 (基準日 16.3.31)	性別	平均余命から 推定した 死亡年齢	受給 見込 年数	受給 見込期間 (平成年)	受給見込額 (月額30,000)
1	83	女	92	126,600	186,900	55	女	87	23	H24.4~H47.3	8,280,000
2	86	女	93	190,650	82,350	56	男	81	18	H22.4~H40.3	6,480,000
3	76	男	86	750,200	41,100	48	男	80	22	H25.4~H47.3	7,920,000
4	81	男	89	572,800	8,100	54	女	87	25	H23.4~H48.3	9,000,000
5	80	女	91	312,510	268,390	53	男	81	17	H26.4~H43.3	6,120,000
6	76	男	86	562,900	18,000	46	女	86	30	H25.4~H55.3	10,800,000
7	78	男	87	420,850	47,550	47	女	86	30	H24.4~H54.3	10,800,000
8	66	男	83	952,300	12,600	37	男	79	25	H32.4~H57.3	9,000,000
9	74	女	89	537,850	119,850	50	男	80	15	H30.4~H45.3	5,400,000
10	85	女	93	208,050	69,450	51	男	81	22	H23.4~H45.3	7,920,000
11	77	女	90	340,450	78,450	52	女	87	22	H28.4~H50.3	7,920,000
12	72	女	89	729,100	5,400	43	男	80	20	H32.4~H52.3	7,200,000
13	78	男	87	575,500	5,400	48	女	86	29	H24.4~H53.3	10,440,000
14	82	女	92	361,260	269,940	59	男	82	13	H25.4~H38.3	4,680,000
15	94	女	98	19,800	160,200	56	男	81	21	H19.4~H40.3	7,560,000
16	98	男	101	105,300	74,700	64	女	88	21	H18.4~H39.3	7,560,000
17	78	女	90	489,100	119,700	50	男	80	18	H27.4~H45.3	6,480,000
18	82	女	92	477,850	123,450	54	女	87	23	H25.4~H48.3	8,280,000
19	87	女	94	406,850	16,650	53	男	81	21	H22.4~H43.3	7,560,000
20	87	男	92	0	228,000	49	女	87	33	H20.4~H53.3	11,880,000
21	96	男	99	143,700	37,800	60	女	87	24	H18.4~H42.3	8,640,000
22	72	男	85	1,434,850	22,050	46	女	86	27	H28.4~H55.3	9,720,000
23	78	男	87	300,000	320,000	45	男	80	26	H24.4~H50.3	9,360,000
24	96	男	99	115,350	66,150	56	女	87	28	H18.4~H46.3	10,080,000
25	98	男	101	131,550	51,450	61	男	82	18	H18.4~H36.3	6,480,000
26	73	女	89	496,320	145,780	50	男	80	14	H31.4~H45.3	5,040,000
27	76	女	90	656,650	5,850	52	男	81	15	H29.4~H44.3	5,400,000
28	80	女	91	309,210	340,490	49	男	80	20	H26.4~H46.3	7,200,000
29	83	女	92	163,050	82,950	60	女	87	18	H24.4~H42.3	6,480,000
30	86	女	93	16,200	184,800	56	女	87	24	H22.4~H46.3	8,640,000
31	64	男	83	959,500	12,600	37	女	86	30	H34.4~H64.3	10,800,000
32	66	男	83	826,300	12,600	39	女	86	30	H32.4~H62.3	10,800,000
33	68	男	84	144,450	127,530	43	女	86	27	H31.4~H58.3	0
34	66	男	83	808,300	12,600	32	女	86	37	H32.4~H69.3	13,320,000
35	70	男	84	394,800	349,300	39	男	80	27	H29.4~H56.3	9,720,000
36	59	男	82	676,580	213,320	35	男	79	21	H38.4~H59.3	7,560,000
37	55	女	87	527,680	31,920	33	女	86	21	H47.4~H68.3	7,560,000
38	69	男	84	267,300	539,700	32	男	79	32	H30.4~H62.3	11,520,000
39	62	男	82	172,240	77,120	29	女	86	37	H35.4~H72.3	0
40	65	男	83	807,500	18,000	34	男	79	27	H33.4~H60.3	9,720,000
41	69	男	84	756,480	11,520	31	男	79	33	H30.4~H63.3	11,880,000
42	85	女	93	1,191,360	359,040	51	男	81	22	H23.4~H45.3	7,920,000
43	69	女	89	702,720	65,280	43	女	86	23	H35.4~H58.3	8,280,000
44	84	男	90	3,182,400	3,182,400	51	男	81	24	H21.4~H45.3	14,400,000
45	68	男	84	714,240	53,760	33	男	79	30	H31.4~H61.3	10,800,000
46	60	女	87	70,400	136,100	29	男	79	23	H42.4~H65.3	0
47	69	男	84	949,560	34,440	39	女	86	32	H30.4~H62.3	11,520,000
48	74	男	86	1,106,640	165,360	40	女	86	34	H27.4~H61.3	12,240,000
49	40	女	86	20,160	117,040	17	男	79	16	H61.4~H77.3	0
合 計				26,185,410	8,713,130						396,360,000

これによると、49名の加入者に対し、合計871万3,130円の負担金の免除が行われている。

この負担免除を受けた者についてみると、受給見込額の合計は3億9,636万円となっており、負担金の合計額の2,618万5,410円の15.1倍となっている。

(8) 本制度の計画性（意見）

以上のことからすると、本制度は、本制度に加入した加入者の扶養していた障害者のみを優遇する制度にほかならず、仮に、福祉政策という点に本制度の合理性の根拠を求めたとしても、障害者を扶養するすべての該当者が本制度に加入していたわけではないため、本制度の恩恵を受けられなかった障害者とのバランスを著しく欠くものである。

加入者が納付した負担金の金額と比較すると、上記年金額は金額的には高額を受給額であることは明らかであるので、本制度は福祉の観点を考慮したとしても「行き過ぎた」制度であったと考える。

さらに、任意加入の保険であるにもかかわらず、一定の事由がある場合に負担金を免除するという制度は、相当「行き過ぎた制度」であるといえるであろう。

(9) 制度開始後の対応の問題（意見）

ア 年金受給額の引き上げ

昭和49年7月9日には、岡山市心身障害者保険扶養審議会において、制度開始時は月2万円だった年金額を月3万円にする旨の決議がなされている。

岡山市心身障害者保険扶養制度収支状況を示した前述の図表75を見ても分かるように、当時は、基金が順調に積み立てられていたものである。

しかし、同審議会において月2万円から月3万円に年金額を上げることに關して、「保険料1,500円を2,000円に上げてはどうか。年金額だけ上がるのはどうかと思う。」、「年金額だけを上げると、昭和53年から基金残高が減少するが、現状のままでいくと基金残高も年々増加していく。」、「この制度は保険によるものなので、月3万円に増額すると近い将来積立金がなくなり困ることになりはしないか。」といった意見があったにもかかわらず、特に合理的理由もなく年金額だけを月2万円から月3万円に増額する旨の決議がなされている。

## イ 団体定期保険契約に応じた条例の改正

前述のとおり、加入者が80歳になって、保険契約が満了してしまうという問題が存在するのであるが、これに関して昭和62年11月30日の保険扶養審議会において当時締結されていた団体定期保険契約よりも有利な保険制度の導入が可能かどうかについて議論が行われている。

昭和62年度は、同制度の収支状況を示した図表75からも明らかなおと、基金残高がわずかに約446万円に激減し、破綻寸前に陥っていた時期である。

この問題に関し、岡山市心身障害者保険扶養審議会は、①団体定期保険の満了基準の変更には主務省である大蔵省（現財務省）の認可が必要であり、80歳超過の場合の保証は主務省である大蔵省が認可するとは考えられないこと、②国の保険制度は加入者が80歳以上で死亡の場合でも保険金が受給できる制度であるが、この制度の導入は「社会福祉医療事業団法」により医療法人に限られ、岡山市が実施する場合には国の法律改正が必要であること等を理由に、当時の保険制度の継続より有利な保険制度はないという結論を出している。

しかし、仮に、団体定期保険契約を変更することはできなくても、80歳を超えて死亡した場合については年金を支給しない等の条例改正を行うなど、年金の支給要件を、岡山市が保険会社と締結している保険契約で定められている保険金の支給要件と同じようになるように条例の改正を検討することはできたはずである。

そもそも、岡山市とすれば、本制度の維持が困難であることをより早期に把握し、制度そのものの廃止を早急に検討し、国の制度との統合を図るべきだったといえるものである。

## (10) 結論（意見）

いずれにしても、昭和47年当時に本制度の経済的根拠となる基金が破綻するという危険性を認識していた又は認識し得たにもかかわらず、岡山市がこれを漫然と放置していたのは、怠慢であったと指摘できる可能性があるものである。

## 4 今後の方策

### (1) 国の制度への移行がなされなかった経緯

前述したように、現在新規の加入を受け付けないことにしているが、平成元年以前の加入者との間には契約が継続している以上、岡山市は加入者が死亡するまで年金を給付し続ける必要があり、そのために、岡山市が一般財源から支出しなければならない金額の総額は、前述の図表77によると、平成16年度以降、総額79億9,171万5千円と見積もられている。

この年金の給付が今後も岡山市の財政を圧迫することから、その対応については従前から検討がなされている。

この点、前述したとおり、岡山市が本制度を創設する前には神戸市が本制度と類似の制度を設けていた。しかし、神戸市は、昭和41年6月に本制度を設けた後、昭和45年に国の制度ができたため、同年7月に国の制度へ移行していたことから、岡山市でも国の制度への移行について、平成元年8月21日の岡山市心身障害者保険扶養審議会で検討されている。

しかしながら、当時、岡山市の本制度の加入者758人のうち、納付期間満了者203人、65歳以上の者162人、障害等級4級以下の者13人の合計378人については、国の制度への移行が不可能であり、その他の310人についても掛金が増額になるなど契約条件が不利になるという理由で、国の制度への移行が困難な状況にあるとして、国の制度への移行は見送られたものである。

### (2) 年金額の引き下げ（意見）

そこで、今後の方策であるが、現在の年金額月3万円を月2万円に引き下げることを早急に検討し、少しでも市の一般財源から本制度に対する支出を抑えるべきである。

条例は、岡山市と加入者との間の契約と同様、両者間の権利義務関係を規律する根拠になるものであるから、条例第6条が年金の支給について「月額2万円を下らない額で市長が規定する額」を年金受取人に支給すると規定している以上、年金の支給額につき月3万円を月2万円に減額したとしても何ら契約違反にはならないと考える。

従前月3万円という運用をしていたことについては、単なる将来の年金額に

関する目途にすぎないため、月3万円を岡山市が将来にわたり支給し続ける旨の契約は成立していないと考えるべきである。

そもそも、前述したように「年金額だけを上げると、昭和53年から基金高が減少する。」等の意見があったにもかかわらず、岡山市心身障害者保険扶養審議会において、制度開始時は月2万円だった年金額を月3万円にする旨の決議がなされており、この決議は合理的な根拠を欠くおそれがあるものである。

とすれば、年金額を月3万円にするという作為はもとより、その後月3万円を月2万円に減額しない不作為も、問題があるものであるから、直ちに年金額を月2万円に減額すべきである。

## 5 監査の概要と結果

### (1) 監査の概要

担当者（障害福祉課）から本制度の概要を聴取するとともに、関係資料（岡山市心身障害者保険扶養制度申込書綴り、同制度台帳等）を精査した。

### (2) 監査の結果

上記監査の結果、本制度の加入手続、支給手続等につき、違法な点は見当たらなかった。

### (3) 監査の結果（意見）

しかし、以下のとおり問題点がある。

ア 以上検討してきたとおり、岡山市心身障害者保険扶養制度は、制度の創設時、年金額を月2万円から3万円に引き上げたときにそれぞれ計画性を欠くものである。

イ また、前述したとおり、同制度は新規加入を停止しており、本制度の終結に向かっているが、その「後遺症」はあまりに大きい。

平成16年以降も加入者に年金を支給するために、岡山市は一般財源から多額の金額の支出を強られるものである。

ウ 今後、岡山市心身障害者保険扶養制度での教訓、すなわち、①制度の創設に当たっては、確実な根拠に基づき、将来の収支の見通しを十分立てた上で、財政に必要以上の負担を与えないよう注意すること、②制度創設後、予想外

の事実が生じたため、基金等の収支が悪化するなどの事態が生じたときは、直ちに、その制度の改正、廃止を検討すべきであるということ、岡山市の現在又は将来の他の施策、制度についても生かすべきであるとする。

## 第4章 総括

### 1 貸付金

生活保護に関する事務の執行の前に、貸付金から述べる。

これまで検討してきた母子寡婦福祉資金貸付金、小口資金貸付金、高齢者住宅整備資金貸付金、障害者住宅整備資金貸付金の4種類の貸付金は、岡山市が行っている貸付金の中の一部である。

このうち、母子寡婦福祉資金貸付金は、法律に基づく貸付金で全国一律的なものであるのに対し、残り3種類の貸付金は岡山市独自の貸付金である。

そして、高齢者住宅整備資金貸付金と障害者住宅整備資金貸付金は、既に制度が廃止されたもので、償還業務だけが残っているものである。

上記4種類の貸付金に共通することは、既に検討したとおり、いずれも債権管理に問題があるということである。

具体的には、時効消滅する債権が数多く存在し、有効な法的措置が採られていないということである。

当然のことながら、貸付業務は、債権回収が必要不可欠である。

しかし、上記4種類の貸付金は、いずれも福祉目的の貸付金であるところ、かかる目的と、貸付業務の至上命題である債権回収とは、本来相容れない性格のものである。

しかも、福祉目的の貸付金については、その性格上、回収が困難であり、不納欠損が生じやすいという問題のほかに、回収業務に多大の人的コストがかかるというデメリットも存在するものである。

比較的少額の貸付業務を行う消費者金融はもとより、不動産を担保に融資を行う金融機関においても、貸付の審査は厳密かつ慎重である。

しかし、上記4種類の貸付金については、福祉目的の性格上、貸付の審査は、

必ずしも厳格ではなかった。

その中で、一定の償還率を上げるための担当者の努力は並大抵のものではないと考える。

やはり、福祉に関しては、セーフティーネットの生活保護制度がある以上、行政は、原則的には貸付金の分野に「手を出す」べきではないと考える。本当に経済的弱者等に福祉目的の財政的援助が必要であるというのであれば、貸付金という形式ではなく、単に給付金にすればよいはずである。福祉目的の貸付金は、行政の本来の守備範囲を超えた施策である可能性があると考ええる。

仮に、貸付金という施策がどうしても必要であるというのであれば、これらの貸付金に福祉目的と債権回収という相容れない性格があることを踏まえ、それらを最大限バランスよく調和させて、制度を効率的に運用していく責任が行政にはあると考える。

そのためには、貸付の審査方法の改善や効率的な債権管理の工夫が求められる。その一つの手法として、貸付金の回収等の債権管理を個々の担当課又は委託先の外郭団体の担当課が行うのではなく、組織横断的な債権管理部門を設置し、その部門に部局の貸付金の債権管理や生活保護の不正不当受給の返還金、徴収金の回収業務を行わせる仕組みも検討すべきであると考ええる。

加えて、前述したとおり、機動的に貸付金の返還訴訟等を可能にするため、「市長の専決処分事項」の改正の議決を行うとともに、債権回収会社への債権回収業務の委託又は債権の売却等の手続を組み合わせて、本来的には非効率な行政の貸付金業務を、可能な限り、効率的な制度へ改善していくための施策又は工夫が行政には必要になるものと考ええる。

貸付金に関しては、「氷山の一角」にしか踏み込むことができなかったが、上記のとおり、行政の貸付金には、根本的な問題があることを踏まえ、岡山市は、部局の枠を超えた債権の一元的かつ効率的な管理を検討すべきであると考ええる。

## 2 岡山市心身障害者保険扶養制度

これは、岡山市独自の制度であり、前述の貸付金とは異なり、「保険」制度であるので、制度創設の合理性自体はあるものである。

しかし、既に検討したとおり、制度の基になった計画の内容が不適切で、将来の見通しが甘かったこと、加入者負担金に比べて支給年金額があまりにも多く、バランスを失っていること、新規加入の廃止や制度の見直しの時期が遅れたこと等のため、制度が破綻してしまったものである。

そして、制度が破綻したにとどまらず、前述のとおり、岡山市が今後も多額の年金の支給を継続せざるを得ないことで、岡山市の財政に多大な影響を及ぼしかねない結果をもたらしてしまったものである。

前述の母子寡婦福祉資金貸付金といった国の制度にも様々な問題点があることは既に述べた。

しかし、岡山市が全国で2番目に創設したといういわば当時としては「自信作」であった岡山市独自の本制度は、国の制度以上に、岡山市の財政に多大な影響を及ぼしたという意味では、福祉という観点を考慮したとしても「失敗」であった可能性は否定できないと考える。

もちろん、岡山市は、国の制度に先駆けた独自の施策や制度をこれまで以上に積極的に押し進めていき、地域の実情に応じた個性を発揮すべきである。

しかし、本制度の教訓を、今後の他の施策や制度の立案、廃止、見直し等の際に教訓とすべきであることを重ねて指摘したいと考える。

### 3 生活保護に関する事務

このままのペースで生活保護費が増加していき、不正不当受給もさらに増加していき、国庫負担率が4分の3から3分の2へ切り下げられたとすれば、地方自治体の財政が多大な影響を被ることは明らかである。

今回の監査においては、不動産所有ケース、扶養義務者の扶養が問題となるケース等につき、補足性の原理が貫徹されていないという問題点を指摘してきたものである。

そして、不動産所有ケースにおいて、長期生活支援貸付金の借入を生活保護に優先させるべきこと及び長期生活支援貸付金の要件の緩和等を提案するとともに、扶養義務者の扶養が問題となるケースにおいては、行政は、扶養義務者からの費用の徴収等を従前以上に積極的に行うべきこと等を提案したものである。

また、不正不当受給の増加の問題に対しては、申告収入のチェックの早期化、厳格化等を提案したものである。

ところで、この生活保護に関する事務は、法律に基づく法定受託事務であり、全国一律に実施されるナショナル・ミニマム（国家が広く国民全体に対して保障すべき必要最低限の生活水準）としての施策である。

しかし、今回の監査を通じて、生活保護制度は、制度創設後、50余年を経て、制度疲労を起こしているという印象を受けたものである。

一方、その中で、個々のケースワーカー等が正義感に基づき悪戦苦闘しているという印象も同時に受けたものである。

生活保護世帯の自立助長を図るという目標に、より軸足のウエイトを置き、福祉のセーフティーネットである本制度がモラル・ハザードをもたらしたり、福祉のばらまきにならないようにするとともに、保護が必要な世帯がこれまで以上に迅速かつスムーズに生活保護を受けられるようにするために、国は生活保護制度の抜本的な改正を検討すべき時期に来ているのではないかと考える。

かかる観点から、被保護者の国民健康保険加入を義務付けること、不正受給者等の保護の再申請に対して一定の減額を可能とするシステム、生活保護基準の合理的算定（各種加算の合理性の検討、生活扶助が世帯員の人数の増加に応じて逡減していくシステムの検討）等の提案を行った。

また、国庫負担金の算定基礎に、保護費から法第63条の返還金等の調定額を差し引くのではなく、実際に返還、徴収した金額を差し引くというように通達を改正すべきであることも既に述べたところである。

#### 4 最後に

監査のテーマをある程度絞り込んだため、結果的には、当初考えていたテーマにまで踏み込むことができなかつたものもある。

個人的な見解ではあるが、公務員を数年間していた経験でいえば、中央官庁や地方自治体を問わず、いわゆる本庁業務（政策立案部門）はある程度無駄を削って、人員も可能な限り削減して、やれることはやったというレベルにまで達しているのではなかろうかと考える。

しかし、実際に無駄があるとすれば、それは政策立案部門ではなく、政策立案の過程で生みだされた事業部門や外郭団体等であり、特に、補助金、委託料については、岡山市の部局を問わず、非効率、不経済な予算の執行が相当なされているのではないかという危惧があるものである。

今後とも、行政の問題を引き続き注視するとともに、その動向を見守っていきたいと考えているところである。

以 上